

土地改良施設管理規程

第 1 章 総 則

(趣 旨)

第1条 この規程は、府営三島平野用排水改良事業・府営水質障害対策事業ならびにその他の事業によって造成された土地改良施設の維持管理計画書第3章第2節および第3節に基づき、揚水機場・遠隔操作子局・堰ならびに樋門（管理事務所、電気施設、通信施設、その附帯施設を含む。以下「施設」という。）の維持、操作その他の管理について、必要な事項を定めるものとする。

(管理者の義務)

第2条 施設管理責任者（以下「管理者」という。）は、この規程の定めるところにより、施設を管理するものとする。

2 管理者・副管理者は、理事長が任免する。

3 副管理者は、管理者を補佐し、管理者に事故あるときはその職務を代行し、管理者が欠員のときは、その職務を行う。

(異例の措置)

第3条 管理者は、この規程に定めのない事項を処理しようとするときは、あらかじめ理事長の承認を得なければならない。

ただし、非常事態の発生により緊急に措置を要するものについては、この限りでない。

2 前項ただし書きの場合は、事後速やかに理事長に報告し、理事長はその後の措置についての指示を与えない。

第 2 章 取水に関する事項

第 1 節 水 位

(水 位)

第4条 幹線用水路の各主要地点における常水位は、次表に掲げる水位とする。

三箇牧揚水機場放水槽	番 田 用 水 樋 門	安 威 川 用 水 樋 門	野々宮転倒ゲート
7.20(7.50) m	2.30(3.10) m	0.20(3.00) m	1.40(2.43) m
加円転倒ゲート	鶴野転倒ゲート	吹 田 調 整 池	石樋転倒ゲート
1.65(2.00) m	1.50(1.61) m	1.40(1.70) m	1.40(1.55) m
			春日浦転倒ゲート
			1.30(1.40) m

() 内は最高水位

2 管理者は、前項に規定する水位の範囲内でかんがい用水等の取水を行い、三箇牧揚水機の運転を調節するものとする。

(水位の基準)

第5条 幹線用水路の水位は、水路に取りつけられた水位計の示度によるものとする。

第 2 節 取 水

(かんがい期)

第6条 毎年4月20日から9月30日までの期間を常時かんがい期とし、裏作かんがい期においてもかんがいすることができる。

(取 水)

第7条 管理者は、理事長の指示により、かんがい期および裏作かんがい期間において気象、水象およびかんがいの状況を考慮しつつ、受益地に必要な水量を淀川より取水するもの

とする。

(計画取水量)

第8条 三箇牧揚水機場による淀川からのかんがい用水の取水量は、次表に掲げる量を基準とし、第4条に規定する水位の維持に努めるものとする。

区 分	か ん が い 期 間					その他の 期 間
	苗 代 期	移 植 期	普 通 期			裏 作 期
用 水 期 日	4月20日～ 5月31日	6月 1日～ 6月30日	7月 1日～ 7月20日	7月21日～ 8月 5日	8月 6日～ 9月30日	10月 1日～ 翌年4月19日
三箇牧揚水機場	2台～3台	3台～4台	3台～4台	1台～2台	3台～4台	1台～2台

(取水の揚水機の運転)

第9条 かんがい用水の取水を行うときは、幹線用水路の主要地点における水位を測定しつつ前条の規定を考慮のうえ、揚水機の運転を調整するものとする。

(取水量の測定)

第10条 取水量の測定は、放水槽に取りつけられた水位計の示度によるものとする。

第 3 章 点検および整備に関する事項

(点検および整備)

第11条 管理者は、揚水機場・遠隔操作子局・堰・樋門を操作するために必要な機械器具および資材・通信・連絡ならびに観測のために必要な設備を、常に良好な状態に保つための点検・整備を行わなければならない。

2 前項の保守点検・整備業務を委託することができる。

(監 視)

第12条 管理者は、揚水機場・遠隔操作子局・堰・樋門およびその周辺について常に監視を行い、その維持および保全に支障を及ぼす行為の取締りならびに危険防止に努めなければならない。

第 4 章 緊急事態における措置に関する事項

第 1 節 氾 濫

(氾濫警戒体制)

第13条 管理者は、次の各号の(1)および(2)に該当するときは、理事長の指示を受け、直ちに別に定めている神安土地改良区氾濫警戒体制要領により氾濫警戒体制をとらなければならない。

- (1) 大阪管区気象台または関係官公庁より放送または連絡により、大雨または台風に関する警報が発せられたとき
- (2) 大阪府西大阪治水事務所神崎川出張所より、番田水門閉鎖指令通報があったとき

(氾濫警戒体制時の措置)

第14条 管理者は、前条の規定により警戒体制をとったときは、職員を呼集して、それぞれ担当部署に配置し、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。

- (1) 関係官公庁、その他の機関との連絡ならびに気象および水象に関する観測および情報の収集を密接に行うこと

- (2) 揚水機場・遠隔操作子局・堰・樋門の操作に必要な機械および器具の点検、整備その他操作に関し必要な措置をとること
- (3) 常に淀川・神崎川ならびに安威川の流量および水位に注意し、揚水機場・遠隔操作子局・堰・樋門の操作に万全を期すること
- 2 前項の判断にあたっては、土地改良施設の保全および下流域の安全確保に留意するとともに、管理従事者の人命および安全を最優先とする。

(氾濫警戒体制の解除)

第15条 管理者は、河川の水位が常水または警戒水位以下となり再び増水のおそれがないと認められたときは、理事長に報告し、その指示により氾濫警戒体制を解除するものとする。
なお、番田水門が閉鎖されていた場合は、大阪府西大阪治水事務所神崎川出張所よりの水門開放完了通報があった時点で、解除するものとする。

第 2 節 か ん ば つ

(かんばつ時の措置)

- 第16条 管理者は、かんがい期において淀川の水位が著しく低下し、またはそのおそれがあるときは速やかに理事長に報告しその指示により、次の措置をとるものとする。
- (1) かんばつにより淀川の水位が低下し、吸水槽までの引水が困難となったときは、直ちに導水路(取水口)および吸水槽の浚渫工事を施工する。
 - (2) 直ちに用排水調整委員会を開催して、配水日割表の再編成を行う。
 - (3) 関係地区組合員に対し、節水を徹底すると共に各排水路への流水を防止する。
 - (4) 幹線用水路等の水位が低下したときは、臨時に揚水ポンプを設置して、各地域へ送水する。

第 5 章 その他の施設(堰、樋門等)操作運営管理に関する事項

(委 託)

- 第17条 理事長は、幹線および支線水路に附属する施設(堰、樋門等)の操作運営管理については、当該施設に係る自治会長、または実行組合長のほか、理事長より指名した組合員に委託することができる。
- 2 前項の規定により委託した場合は、別に定める協定書に基づき手当を支給することができる。
 - 3 揚水機場の操作・運転・管理については、委託することができる。

第 6 章 雑 則

(管理日誌)

- 第18条 管理者は、揚水機場に管理日誌を備え、次の各号に掲げる事項について記録しなければならない。
- (1) 気 象
 - (2) 水 象
 - (3) 揚水機場における運転時間および水位
 - (4) 幹線用水路における水位状況
 - (5) ゲート操作の時刻および開度
 - (6) 点検および整備に関する事項
 - (7) その他遠隔操作子局・堰・樋門の管理に関する事項
 - 2 管理者は、毎月5日までに前月分の管理日誌を理事長に提出し、その内容を報告しなければならない。

附 則

1. この規程は、昭和41年 4月 1日より施行する。

(土地改良施設管理規程)

附 則

1. この規程は、昭和44年 9月 1日より施行する。

附 則

1. この変更規程は、昭和46年 9月 1日より施行する。

附 則

1. この変更規程は、昭和60年 4月 1日より施行する。

附 則

1. この変更規程は、平成 3年 4月 1日より施行する。

附 則

1. この変更規程は、平成21年 4月 1日より施行する。

附 則

1. この変更規程は、平成27年 4月 1日より施行する。

附 則

1. この一部改正は、令和 5年 4月 1日から施行する。

附 則

1. この一部改正は、新たな防災気象情報の運用が開始されたとき(令和8年5月29日)から施行する。